

# 加賀市立山中小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改正

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校のすべての児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校をつくるために「山中小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員等の間に温かな人間関係を築きます。
- いじめ問題対策チームを常設し、組織的にいじめの未然防止に努めます。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にあるほかの児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、迅速な対応に当たる。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本的事項

- ・「いじめ問題対策チーム」を設置し組織的に対応を図る。
  - ・・・別紙「いじめの組織的対応図」参照
- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力が身につけられるよう、いじめ対応アドバイザーを招いた校内研修会を行う。
- ・「いじめ防止基本方針」は、毎年度当初職員会議で確認し、さらに、当面する問題の有無に関わらず定期的に職員会議で確認し、PDCAサイクルで見直し、改善を図っていく。

### 3 いじめの未然防止の取り組み

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人ひとりの自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項を意識して取り組む。

- ・いじめはすべての児童に起きる可能性があるものとして、未然防止に取り組む。
- ・すべての児童が安心、安全に学校生活を送ることができ、規則ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりに努める。
- ・縦割り活動等を活用し、児童が集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認め合える人間関係づくりに努める。
- ・すべての児童が参加・活躍できるよう、生徒指導の三機能を意図して「わかる授業」づくりを推進する。

### 4 いじめの早期発見の取り組み

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員が意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や調査を行う。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- ・児童のささいな変化、変容に気づき、気づいた情報を確実に共有し速やかに対応する。
- ・健康観察、休み時間、放課後等の児童の言動にアンテナを高くして、情報をキャッチする。
- ・定期的に（いじめ）アンケートを行い、そのデータをもとに、学期に一回全児童を対象に担任と個別面談の機会を設けるとともに、教職員での共通理解を図る。

### 5 発見したいじめへの早期対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ問題対策チーム」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、加賀市教育委員会と連携を図り、警察署等関係諸機関と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ・・・別紙「いじめ対応マニュアル」参照

(2) いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ問題対策チームを招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③被害児童のケアについては、養護教諭やその他専門的な知識のある者と連携して対応をする。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を正確に伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤再発防止に向け全教職員で情報を共有し、児童の観察を行う。

## 6 ネットいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- (2) 校内における情報モラル教育を進めていく。

## 7 家庭、地域との連携

- (1) 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解・協力を図る。
- (2) いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA 総会、評議員会等で伝えて理解と協力を依頼する。
- (3) ネットいじめの防止に向けて、ネットにつながる機器や SNS の危険性を知らせる情報を発信して保護者に注意を呼びかける。
- (4) いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。

## 8 重大事態への対処

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、また、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席すること」を余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

・重大事態の対応の流れ・・・別紙「重大事態の対応」参照

## 9 年間基本計画

	いじめアンケート	児童理解の会
4月		実施 共通理解 支援計画
5月	実施	実施 共通理解
6月	実施	実施 共通理解
7月	↓	実施 共通理解
8月		実施 共通理解 支援計画
9月	↓	実施 共通理解
10月	実施	実施 共通理解
11月	実施	実施 共通理解
12月	↓	実施 共通理解 支援計画
1月	↓	実施 共通理解
2月	実施	実施 共通理解
3月	↓	実施 共通理解 引き継ぎ
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">           今年度の取り組みについて検証 → 来年度の計画         </div>	